

5 福岡都市圏における事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の処理状況

病院や介護施設等から排出される使用済み紙おむつは、そのほとんどが各自治体において、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）として焼却処理されている。

その処理料金や処理の主体などは、各自治体で異なっているため、福岡都市圏の各自治体における事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の処理の現状を整理する。

(1) ごみ処理料金（手数料）

福岡都市圏の17自治体における事業系一般廃棄物のごみ処理料金は、表5-1に示すとおり、有料指定袋や指定シールの購入による方法（以下「有料指定袋制」という。）と一定の重量ごとの料金による方法（以下「従量制」という。）により徴収されている。

各自治体の主たる徴収方法は、17自治体のうち15自治体が有料指定袋制であり、うち12自治体は処分料金のみで、3自治体は収集運搬を含んだ料金となっている。

また、主たる徴収方法が有料指定袋制である15自治体のうち13自治体は、直接搬入については従量制により、ごみ処理料金を徴収している。

2自治体については、有料指定袋ではなく、従量制のみの徴収となっている。

有料指定袋の容量は13～1000ℓと様々であり、その料金は容量1ℓあたり1.11～2円（処分料金のみ）であり、1ℓあたりの重量を0.15kg（450袋=6.75kg）とすると約7.4～13.3円/kgとなる。

従量制の場合は、1kgあたり10円～15円となっている。

有料指定袋制と従量制では、有料指定袋制の方が安い料金設定となっている。

表5-1 ごみ処理料金の徴収方法及び料金

徴収方法	自治体数	指定袋1ℓあたりの料金	1kgあたりの料金 (1ℓ=0.15kgで換算)
有料指定袋制	15	—	—
処分料金のみ	12	1.11～2.00円/ℓ	7.4～13.3円/kg
収集運搬料金含む	3	1.93～3.33円/ℓ	12.9～22.2円/kg
従量制	15	—	—
従量制のみ (有料指定袋なし)	2	—	10～15円/kg
直接搬入のみ従量制 (有料指定袋を併用)	13	—	
従量制なし(指定袋のみ)	2	—	—

注) 平成28年度以降（ごみ処理料金の改定等を予定している自治体については、改定後の料金）

(2) 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の処理主体

各自治体における事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の処理主体は、表5-2のとおり、市単独や一部事務組合による処理や他の市や一部事務組合への委託により処理が行われており、ごみ処理主体は6主体となっている。

表 5-2 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の処理主体

自治体名	処理方法	処理主体
福岡市	直営	福岡市
春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、久山町	委託	
筑紫野市	組合	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合
宗像市	組合	玄界環境組合（宗像清掃工場）
古賀市、福津市、新宮町	組合	玄界環境組合（古賀清掃工場）
糸島市	直営	糸島市
篠栗町、須恵町、粕屋町	組合	須恵町外二ヶ町清掃施設組合
宇美町、志免町	委託	

※) 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町の4市1町は、平成18年5月に「福岡都市圏南部環境事業組合」を設立し、新焼却施設等を建設中（平成28年度稼動予定）。

※) 須恵町外二ヶ町清掃施設組合はR D F化処理。

(3) 可燃ごみの処理原価

処理原価は、各自治体が行う一般廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分について、一年間に要した費用及び得られた収益より、廃棄物の種類ごとに単位重量当たりの費用を示すものであり、可燃ごみの処理原価は可燃ごみの焼却等の中間処理及び焼却灰等の残渣物の処理等に要した費用から算出した（図5-1）。

なお、今回の処理原価は、環境省が平成19年6月に公表した「一般廃棄物会計基準」における「原価計算書」を参考に、各自治体に概算として算出をお願いしたものであり、各自治体において算出の方法も異なっており、一部の自治体においては公表したものではないため、当該処理原価は、本委員会における検討のための参考として取り扱うものとする。

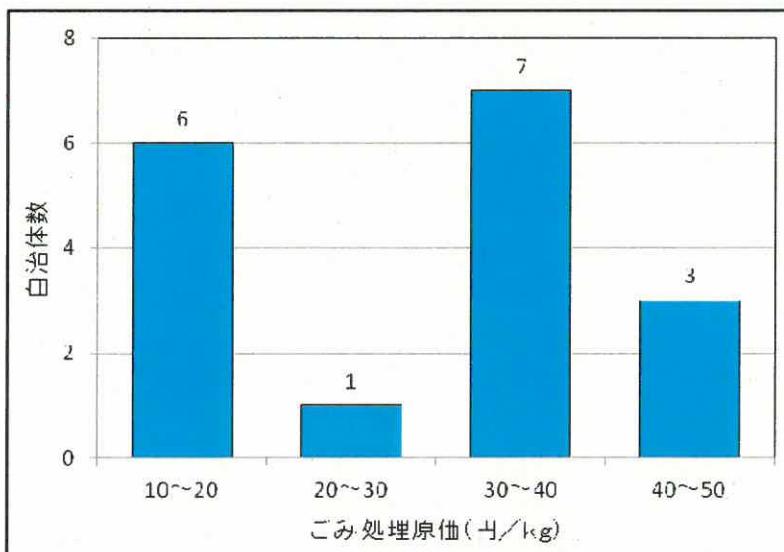


図 5-1 可燃ごみの処理原価

また、各自治体の事業系可燃ごみの処理料金（手数料）と可燃ごみの処理原価の比較を図5-2に示す。

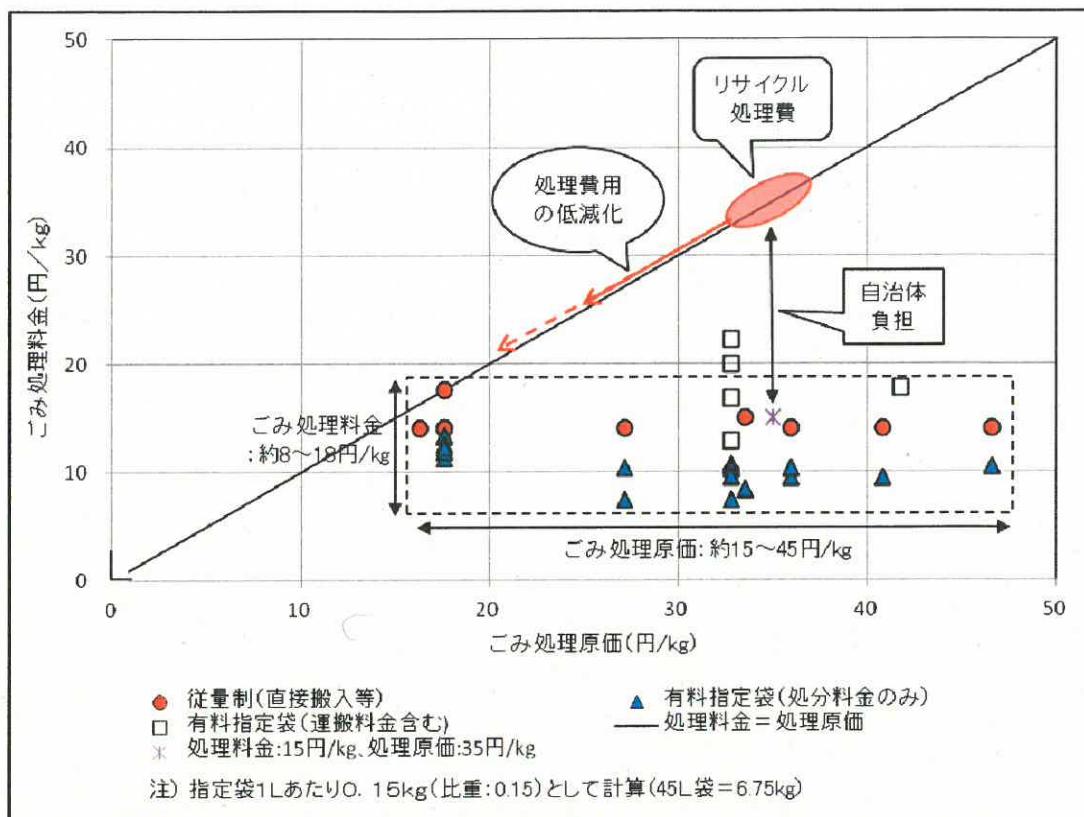


図 5-2 ごみ処理料金とごみ処理原価

福岡都市圏の各自治体における可燃ごみの処理原価は、約 15～45 円/kg と大きな差（約 30 円/kg）が生じている。これは、各自治体において人口や状況が異なるため、ごみ処理施設の処理能力や処理方式、処理状況（稼働率等）が異なっていることなどが要因と考えられる。

一方、事業系可燃ごみの処理料金は、約 8～18 円/kg と約 10 円/kg と大きな差がない。

ごみ処理料金とごみ処理原価を比較すると、ほとんど自治体において、ごみ処理料金は、ごみ処理原価より安価となっており、その差額は自治体の負担となっている。例えば、ごみ処理料金 15 円/kg で、ごみ処理原価 35 円/kg の場合、その差額：20 円/kg は自治体の負担となる。

事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。このため、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいとされている。よって、ごみ処理料金がごみ処理原価より安価な自治体においては、近隣自治体の処理料金等に配慮しつつ、事業系一般廃棄物の処理料金見直し等の検討が必要となる。

また、ごみ処理料金がごみ処理原価より安価な自治体においては、事業系の可燃ごみが、自治体の焼却処理等ではなく、民間事業者によるリサイクル処理によってなされれば、自治体の財政負担は軽減されると考えられる。

仮に、リサイクル処理費用が 25 円/kg まで低減化された場合、福岡都市圏の半数以上

の自治体のごみ処理原価を下回る。これらの自治体においては、排出事業者の処理責任の原則及び自治体の財政負担軽減の観点から、特にリサイクル処理の積極的な検討が望まれる。

(4) 事業系一般廃棄物の収集運搬状況

一般廃棄物収集運搬業は市町村ごとの許可であり、福岡都市圏 17 自治体における一般廃棄物収集運搬許可業者は、図 5-3 のとおり、13 業者が 1 自治体、4 業者が 2 自治体、3 業者が 7 自治体、2 業者が 3 自治体、1 業者が 3 自治体で、福岡都市圏全体では、許可業者は 51 となっている。

許可業者がない 1 自治体については、収集運搬は、すべて自治体からの委託業者によって行われている。この場合、有料指定袋に収集運搬料金を含んでいる。

また、有料指定袋に収集運搬料金を含んでいる自治体で、かつ許可業者がいる自治体については、定期収集は委託業者が、定期収集以外は許可業者が実施している。

許可業者が 2 業者以上の市町村うち、地区割り制がある自治体は 10、ない自治体が 3 となっている。

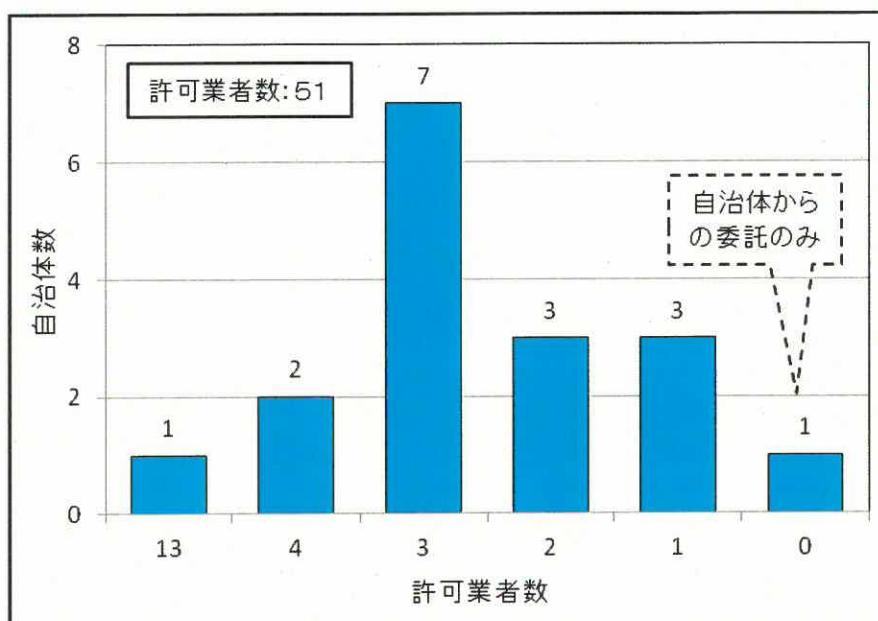


図 5-3 各自治体における一般廃棄物収集運搬許可業者数